

革を経た今日からみると、統一された市場のなかで指導権争いが存在していたことを承認せざるをえない。

3) 農村市場の変遷については、3, 5, 6章でふれられている。1953~54年にかけて、食糧、経済作物などの主要農産物売渡しに供出制度が導入され、56年の集団化にともない国営商業網と農村供鎖合作社の発展がみられ、農村市場はほぼ全人民又は集団経済によって支配されることになった。6章では人民公社化以後の農村商業制度が整理されている。

著者は国営商業または供鎖合作社が農産物購買の範囲をいかに拡大して行ったかという視点で政策の変遷を整理しているが、今1つ農村に供給される工業製品の構造変化と農村市場の変遷という視点が必要ではないだろうか。それは、土地改革、集団化、人民公社化にともなう小工場の発展などから、農村の需要構造は著しく変化しており、いわゆる農村における階級闘争が、取り扱う商品に反映されているからである。例えば、土地改革以後冠婚葬祭にかかわる商品は著しく減少したし(『1954年全国手工業調査報告』)、集団化以後は農業生産財の需要増大のみならず、農村燃料需給は著しく変化した。人民公社化以後は農業生産財以外に小工場用の設備、原材料の供給が急増している。化学肥料が第2類に指定されたのはやっと1956年である。

4) 7章の工業製品の価格政策については利潤率決定方式は第2章との関連で説明が不足している。工場渡し価格は「同種工業部門の加重平均コストを基礎」(p. 200)としてきめられることは説明されているが、利潤の決定については十分な説明がない。決定された利潤に対し、固定・流動資金、利潤比の資金利潤率、コスト、利潤比のコスト利潤率、賃金利潤率の3つが計算されているが、価格の高低の算定にはコスト利潤率のみが「比較的簡単な方法だ」(p. 214)として採用されているという。この問題は第2章、7章Ⅲ項の価格形成論とのかかわりあいでも詳しく論じてほしかった。

5) 農産物価格の形成を説明した8章では食糧との歴史価格比の価格政策史が手際よく説明される。しかし厳密な農産物コスト計算は、生産手段の減価償却がやっと一部地方で試行され始めたばかりで、今後長期間にわたって始めて可能であることを指摘されている(p. 260)。それにともなって新しく試みられている減価償却の方法の紹介は有益である。

7, 8章の価格政策のとり扱いにつきやはり中央の計画とのかかわり合いが最も大きな問題だと思う。経済活動が計画指令によるかそれとも価格操作によって導かれる

かを基準にしたいくつかの社会主義経済分析を知っているが、ハーバード大学のパーキンスは生産に対する価格効果をとくに強調する見解('Market Control and Planning in Communist China' 1966)をとる。これに対し、著者は抽象レベルでは価格の作用をあくまで中央計画管理を補完するものにとらえている。しかし次のような文章にぶつかる。「広範な農村の集団所有制の経済に対しては、間接方法で調節を行っているにすぎない。国家は、主要農産物の買付け目標額は規定するが、農業生産計画については、指令ではなく参考目標をしめすだけである、生産と販売にアンバランスが生じたときには、国家は通常、価格の増減などの措置を講じて、調節をはかっている」。この脈絡で読めば、272ページに紹介されている、第1次5カ年計画期間で行なわれた経済作物の価格引上げにともなう増産の例は、価格が生産に及ぼしたよい傍証となろう。このような具体例についてのよみ方と抽象レベルでの価格作用の位置づけをどうに考えたらよいか。また、価格と計画指令との対立または補完関係については商業管理上の中央集権と地方分権(5章2項)と一応区別して論じられなければならないであろう。

いくつかの疑問を提出する形で書評を行なったが、豊富な資料と文献を整理し、市場、商品生産の分野において中国経済がかかえる問題を浮彫りした功績は多としなければならない。

【小島麗逸】

田中正司

『ジョン・ロック研究』

未来社 1968.5 iv+353+xxvi ページ

I 日本におけるロック研究は第2次大戦後俄かに活況を呈しはじめたが、これは敗戦を契機として学界にヨーロッパ近代民主主義の精神をその源流に遡って明らかにしようという意欲が湧き起った結果であったろう。ところが、近年、ラヴレイス伯所蔵のロックの遺稿集が明るみに出て、この新資料の利用が可能になるにつれて、いまやロック研究は世界的規模において活況を呈し、また著しく精密度を加えて新しい研究水準に到達した観がある。本書の著者は広汎な文献の渉獵のうえに、最新の内外のロック研究の成果を批判的に摂取しつつ、独創的なロック像を描きあげようとしている。そういう点からいって、本書は従来のロック研究の定説に挑戦するすこぶる野心的な問題作というべきであり、今後ロック研

究を企てようとする者が無視して通過できない業績だといわなくてはならない。以下、簡単に本書の内容を紹介し、若干の論評を書き添えることにしよう。

II 著者は、本書の第一部では、まず、ロックが1660年代に書いた『自然法論』を分析される。これまでの研究は、これをもって初期ロックの思想がきわめて保守的であったことを示す証拠としてうけとめ、これにもとづいて初期ロックと後期ロックとを断絶的に把えてきたのだが、本書の著者は、『自然法論』のうちには、認識論の面だけでなく、自然法的倫理観の面においても、後期ロックの思想へ連続する近代的要素の芽生えていることを指摘される。ついで、著者はそこからすすんで、初期から後期へのロックの思想の発展ないし変質の過程を克明にあとづけながら、ロックにおける自然法思想と経験論哲学との内的関連を解明しようと試みておられる。

本書の第二部では、著者は『政府論』を中心に、後期ロックの国家論の論理構造を明らかにすべく、ロック財産論の分析を出発点におき、そこから国家論への論理展開をあつづけている。これまでの通説では、所有権を労働によって基礎づけるロック独自の見解は、近代的階級分化以前の独立小生産者の観念として評価されてきたのだが、著者はロックの「労働による所有」の原理が単に所有権の排他性を論拠づけるだけでなく、交換と譲渡とによる「他人の労働の生産物」の支配を論拠づけるものであると主張され、そこからロック財産論が所有の不平等の展開する社会状態を擁護し、ブルジョア的所有の合法性と正当性を論証しようとするものにほかならなかったと主張されている。

だが、本書第二部で提起された特筆すべき問題は以上に止まらない。ロックは貨幣導入以後の自然状態において所有の不平等が展開する事情を描いているが、著者は、このばあいのロックの自然状態が「多分にホッブズ的な戦争状態に近いものとして」読みとられなければならないと主張される。こうして著者によれば、ロックのばあいも、社会契約による国家の成立は、ホッブズにおけると同様に、戦争状態からの脱却として説かれているというのであり、ロックの国家論における権力国家的性格はこのような事情から生み出されるのだ、というのである。かくして、著者はこれまでの通説を批判されつつ、ロックのばあいも、ホッブズと同様に、自然状態＝「戦争状態に近いもの」であるため、所有権の国家規制の観念が展開されざるをえないのだと主張され、また、そこに小生産者から生産手段を収奪し、かれらを資本の下に隷属させる前提条件を強力をもって作り出す槓杆としての

国家体制の合法性のロックによる根拠づけを読みとるべきだと提唱されている。

制約された紙幅のため、これ以上詳細に本書の内容を紹介できないことは、まことに残念である。というのは、著者は提示される論点の1つ1つについて執拗とさえ思われるほど丹念にロックの思想に内在する論理の糸を見出そうと努めておられ、そうした著者の苦心のあとを顧みずに著者の結論だけを紹介するのでは本書の形骸だけしか示せないからである。たしかに本書は通説に抗議する迫力ある力作として高く評価すべきである。ただ惜しいことに叙述がかなり難解であって、けっして読み易い書物ではない。これは表現技術の問題だけではなく、著者が時折、同一の概念を異なる意味で用いたり、学界の通常用語法を無視したりしているためでもあって、折角の好著であるだけに著者のために惜しまれる。例えば、著者は「ロック財産論の収奪性」ということを云われるが、この言葉は、ある時にはブルジョア的搾取関係の是認ということの意味し、別の時には、ブルジョア的生産方法創出の前提としての国家権力による小生産者からの生産手段の収奪の是認ということの意味をしていて、読者を混乱させるおそれがある。また、著者はロック国家論においてホッブズ的な「主権の絶対性」を認めようとされるのだが、これを著者はロック国家論には「多分に絶対主義的性格」が認められるといったように不用意な発言をしておられる。

III 以下に評者が疑問を感じた論点のうちの2,3を列記して著者の教を乞いたいと思う。

(1) 著者は、ロックが『自然法論』のなかで、社会全体の富をスタティックに把えているため、一方の得は他方の損というホッブズに近い考え方をしていた、と云われる。しかし、私見によれば、『自然法論』第8章の該当個所で、ロックは、かりに個人の利益が自然法の基礎だとすれば、この法は必らず侵害されるだろうと主張しているのであり、またその理由としてロックは、ホッブズの所説を利用しながら、個人の利益が自然法の基礎であるところでは個々人間に戦争状態が起らざるをえなくなるからだとして述べているのである。これで分るように、ここではロックは、自然法を個人の利益によって基礎づけようとするホッブズの所説は、自然状態＝戦争状態とするホッブズ自身のもう一つの主張によって覆えられてしまうといっているのである。したがって、この個所に記述されているスタティックな富観とはむしろホッブズの富観であって、ここにはロック自身の富観は記されていない。

(2) 著者は、(著者だけでなく少なからぬ研究者がそうしているのだが、)初期のロックの政治思想の保守性を示す根拠の一つとして、『自然法論』のなかでロックが清教徒革命に対する嫌悪の念を表明していたという事実をあげている。しかし、こういう論証は、説得力があるとは思えない。なぜなら、『自然法論』第5章における革命に対する反感の表明は、つぎのような文脈のなかで現われたものにすぎないからである。すなわち、自然法はもっぱら感覚と理性のみから認識すべきものであって、けっして人々の一般的同意から認識すべきではない、という趣旨の議論の展開のなかで「民の声は神の声」なる格言に対する否定的見解が述べられているにすぎないのである。してみれば、ここにはなによりも当時のロックが自然法の認識という問題に対して経験論的接近の志向を示したということが見出されるべきであり、もしこの点を評価してよいなら、文脈の前後関係を無視して革命に対する反感の言葉を抽出し、それだけによって当時のロックの政治思想の保守性をひき出すことは、恣意的な解釈に陥るものといわなくてはならない。若きロックが清教徒革命のある局面に反感を示していたという事実は、それだけでは当時のロックの思想の保守性を示すわけではない。思想の歴史的性格はあくまでも、その思想それ自体に内在する論理に即して検出されるべきであろう。

(3) ロックは『政府論』第5章の叙述のなかで貨幣使用の同意が人々の間に生まれ、それ以来所有の不平等が自然状態のなかで展開されなければならなかったと説いている。それなら、なぜ自然状態にある人々の間で貨幣使用に対する同意が生まれたのだろうか。この問題について本書の著者は殆んど言及しておられない。しかし、私見によれば、この論点の追及はロックの国家論と経験論哲学との内的関連を解明するために不可欠の作業であるように思われる。すなわち、自然状態で貨幣導入が必然的になる根拠を、ロックは人間の本性=自然それ自体のうちに求めているように思われる。ロックによれば、人間の社会的行為の動機は不安に求められなくてはならないが、さまざまな種類の不安のうち、かれが最も重視するのは「名誉・権力ないし財産に対する熱望といった想像的不安」である。かかる「想像的不安」につき動かされて人々は「必要以上のものを所有」したが、こうした情念こそが人々をして貨幣の使用に同意せしめる誘因だとロックはみているように思われる。そうだとすれば、ロックの国家論と経験論哲学との内的関連を明らかにするには、こういうロックの情念分析を検討しなくてはならないのではなかろうか。著者は第一部ではロック

の社会思想の全体像を統一的に把握しようとされていたのだから、第二部についてもまたこういう問題意識を持続していただきたかったように思う。

(4) ロックは国家権力の任務を所有権の安全の確保というだけに止めないで、公共の利益を増進するために所有権を規制することの必要性にまで拡大する。著者はこういうロック国家論の権力的性格が生まれる根拠を、ロックの貨幣導入以後の自然状態がホッブズの戦争状態に近似していることに求めている。すなわち、著者によれば、ロックは国家形成が戦争状態からの脱却として行われるとみており、したがって、「仲間の市民の略奪や詐欺行為、あるいは外敵の暴力によって」財産が侵害されることを防止するため国家による強力な所有権の規制が必要だと説くことになる、というのである。上の引用文は著者が典拠としてあげる『寛容論』のなかの一節なのだが、この一文のなかの、「仲間の市民の略奪や詐欺」から所有権を保護することと「外的の暴力」から国家を守るために所有権を規制することは区別すべきである。

『政府論』第5章の「所有権について」のなかで、ロックは貨幣導入以後の自然状態において所有の不平等は必至となり、そういう事情が所有権の維持を不安定にし、それが人々をして国家形成への途を歩ませる、と説いている。だが、こういう事情で国家が生まれると考える以上、この国家の任務は所有権の安全をはかることにありと規定されなくてはならないことになろう。所有権を労働によって基礎づけたロックのばあい、その所有権論からはホッブズ的な「主権の絶対性」の主張はひき出せそうもないように思われる。もっとも、著者が力説するように、ロックの市民的政府がただ単に所有権の安全のみをはかる夜警国家ではなく、公共の利益を優先させる権力国家的性格をもっていることは事実である。それなら、そういう性格はどこから生まれてきたのか。私見によれば、それを解く鍵は第5章の叙述をホッブズの戦争状態にひきつけて読むことにあるのではなく、第8章「政治的社会の誕生について」のなかの、政治的権力の発生の理由を同一社会内部の紛争から免れる必要性に求めないで、むしろ「外敵の侵入」を防ぐ必要性に求めている一節を注目することにあるように思われる。自然状態から政治的社会への移行を説くにあたって、ロックは第5章と第8章とで議論をしているが、この両章の議論は相互にかなりくいちがっているように思われるのであって、この辺にロック国家論の2面的性格を解く鍵がひそんでいそうに思えるのだが、どうであろうか。【羽鳥卓也】